令和元年第33回

美幌町農業委員会総会議事録

令和元年12月20日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

- 1. 開催日時 令和元年12月20日(金) 午3時00分から午後3時35分
- 2. 開催場所 美幌町議会議事堂
- 3. 出席委員は次のとおりである。(17人)

1番 日 下 優君 職務代理者 3番 大 西 政 雄 君 4番 根 塚 信 義 君 5番 中 村 寿恵子 君 6番 小 林 勝 義 君 7番 小 泉豊和君 振興副部会長 8番 加藤安弘 君 9番 佃 徹 君 10番 寺 本 恵 二 並 一 三 君 11番 日 君 14番 西 学君 15番 日 並 洋 君 16番 齋藤 一男君 砂裕理 君 農地副部会長 17番 東 振興部会長 18番 千 葉 正 美 君 19番 松 本 訓 宜 君 20番 鈴 木 幸 往 君 会 長

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(4人)

事務局長 酒 井 祐 二 君 総務担当主査 佐々木 鑑 仁 君 総務担当 荒 木 翔 君 臨時筆生 寺 田 裕 子 君

令和元年第33回 美幌町農業委員会総会 令和元年12月20日 午後3時00分開会

日	程	第	1		議事録署名委員及び総会書記の指名について
日	程	第	2		諸般の報告について
日	程	第	3		会期の決定について
日	程	第	4		会務報告について
日	程	第	5	報告第54号	農地等の贈与税の納税猶予適用者が農業を引き続き 行っている旨の調査結果報告について
日	程	第	6	議案第123号	農業経営基盤強化促進法第18第1項の規定による 農用地利用集積計画(案)の決定について
日	程	第	7	議案第124号	農地法第3条の規定による許可申請について
日	程	第	8	議案第125号	現況証明願について
日	程	第	9	議案第126号	農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による 農用地の買入協議要請について

議	長	ご苦労様です。		
事務局長		本日の出席委員は17名です。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和元年第33回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることになっておりますので議事進行につきましては鈴木会長にお願い致します。		
議	長	これより議事に入ります。		
議	長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号19番松本委員、同じく議席番号1番日下委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の佐々木総務担当主査と荒木総務担当を指名致します。		
議	長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。		
事務月	司長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告1件、議案4件となっております。朗読については省略させて頂きます。なお、議席番号2番白石委員、同じく12番重清委員、同じく13番木村委員、本日欠席の旨届け出がありました。以上で諸般の報告を終わります。		
議	長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと 思いますがご異議ありませんか。		
		(「なし」の声)		
議	長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定を致します。		
議	長	日程第4、「会務報告について」は議案書2ページに記載のとおりであります。 (口頭報告なし)		
議	長	何かご質問はございませんか。		
		(「なし」の声)		
議	長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定を致します。		
議	長	日程第5、報告第54号「農地等の贈与税の納税猶予適用者が農業を引き続き行っている旨の調査結果報告について」を議題と致します。		
事 務	: 局	本件は租税特別措置法第70条の4第1項の規定により農地等の贈与税の納税猶予を受けている農業者が3年ごとに営農継続届出書を所管の税務署に提出する必要があることから調査したもので対象者は議案3ページに記載の5名の方でございます。各地区担当委員さんにご確認をいただき、全員が農地等を贈与された日から引き続き農業を営んでおり適格者であることを報告いたしますとともに本調査結果に基づき証明書を交付させていただきますのでよろしくお願い致します。以上でございます。		

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、報告第54号「農地等の贈与税の納税猶予適用者が農業を引き続き行っている旨の調査結果報告について」は承認することに決定を致します。

議長

日程第6、議案第123号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農 用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。

内容番号235号。

総務担当主査

はじめに概要のご説明を致します。今月の案件は全8件で内容につきましては農業公 社への売渡が1件、農業公社からの売渡が3件、再貸付4件となっております。

内容番号235号についてご説明致します。参考資料は3ページをご覧願います。本件は本年10月25日開催の第31回総会において買入協議要請を行った農業公社への売渡案件です。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和元年12月23日、代金の支払期限は令和2年2月14日、利用調整日は令和元年12月16日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項 の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお 願い致します。

18 番

内容番号235号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は今年で離農する○○さんが農業公社に売買するもので、この農地につきましてはあっせん調整を行った結果、○○さんが公社から借り受けする予定となっておりますのでよろしくお願い致します。

議長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号235号は適当と認めます。 内容番号236号。

総務担当主査

内容番号236号についてご説明致します。参考資料は4ページをご覧願います。本件は農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受けるものは〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案8ページをご覧願います。売買価格は議案記載のとおりで所有権の移転時期は令和元年12月23日、代金の支払期限は令和2年2月21日、利用調整日は令和元年12月16日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項 の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお 願い致します。

5 番

内容番号236号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は平成21年に〇〇さんが農地を農業公社に売買し、〇〇さんが公社貸付事業で10年間借りておりましたが、今年期間満了により農業公社から買入するものです。

○○さんは法人化して畑作三品のほか人参、長芋を作付けされ意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いします。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号236号は適当と認めます。 内容番号237号。

総務担当主査

内容番号237号についてご説明致します。参考資料は5ページをご覧願います。本件も農業公社からの売渡案件でございます。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受けるものは〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案8ページをご覧願います。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和元年12月23日、代金の支払期限は令和2年2月21日、利用調整日は令和元年12月16日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項 の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお 願い致します。

19 番

内容番号237号につきましては只今事務局説明のとおりであります。この案件は平成21年に $\bigcirc\bigcirc$ さん他が農業公社に所有農地を売買し、あっせん調整の結果、 $\bigcirc\bigcirc$ さんが公社事業で10年間借りておりましたが、今年期間満了により農業公社から買入するものであります。

○○さんは家族3人で畑作三品のほか玉ねぎ、小豆を作付けされ意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いします。

議長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号237号は適当と認めます。 内容番号238号。

総務担当主査

内容番号238号についてご説明致します。参考資料は6ページをご覧願います。本件も農業公社からの売渡案件でございます。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受けるものは〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案8ページをご覧願います。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和元年12月23日、代金の支払期限は令和2年2月21日、利用調整日は令和元年12月16日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項 の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお 願い致します。

3 番

内容番号238号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は平成26年に○○さんが農業公社に所有農地を売買し、あっせん調整の結果、○○さんが公社事業で5年間借りておりましたが今回、期間満了により農業公社から買入するものです。

○○さんは家族3人で畑作三品を作付けされ意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いします。

議長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

ご異議なしと認め、内容番号238号は適当と認めます。 内容番号239号から240号は関連がございますので一括上程を致します。

総務担当主査

内容番号239号から240号について一括ご説明を致します。本件は期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、賃貸料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和2年1月1日から令和4年12月31日までの3年間、利用調整日は令和元年12月16日でございます。

内容番号239号についてご説明致します。参考資料は7ページをご覧願います。利用権の設定を受ける者は○○の○○さんでございます。土地の所在地は○○番○○内他計○○筆、面積は合計○○㎡で土地明細につきましては議案9ページをご覧願います。続きまして、内容番号240号についてご説明致します。参考資料は8ページをご覧願います。利用権の設定を受ける者は○○の○○さんでございます。土地の所在地は○○番○○内他計○○筆、面積は合計○○㎡でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項 の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお 願い致します。

16 番

内容番号239号と240号につきましては只今事務局の説明のとおりです。本件は 賃貸期間満了に伴う再貸付の案件で双方の意向を確認したところ、現在と同じ条件で更 新することになりました。

○○さんは家族ふたりで肉用牛を10頭ほど飼育するほか、小麦、豆類、ビート、玉ねぎ、かぼちゃ、花卉を作付けされ、さらに今年は牛舎を新築するなど意欲的に営農されております。また、○○さんは家族ふたりで肉用牛を約30頭飼育するほか、小麦、豆類、ビート、玉ねぎを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いします。

議長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号239号から240号は適当と認めます。 内容番号241号。

総務担当主査

内容番号 241 号についてご説明致します。参考資料は 9 ページをご覧願います。本件も期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は \bigcirc の \bigcirc \bigcirc さんでございます。土地の所在地は \bigcirc 番 \bigcirc 他計 \bigcirc 筆、面積は合計 \bigcirc ㎡、賃貸料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和 2 年 1 月 1 日から令和 6 年 1 2 月 3 1 日までの 5 年間、利用調整日は令和元年 1 2 月 1 6 日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項 の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお 願い致します。

19 番

内容番号241号につきましては只今事務局説明のとおりです。本件は賃貸期間満了に伴い、双方に意向を確認したところ、面積、賃貸料については現在と同じ条件で了承されましたが、貸手の〇〇さんから賃貸期間を3年から5年に変更したいとの意向があり、〇〇さんに伝えたところ承諾いただきました。

○○さんは法人化して畑作三品のほか玉ねぎ、かぼちゃ、アスパラガスを作付けされ 意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いします。

議長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

ご異議なしと認め、内容番号241号は適当と認めます。 内容番号242号。

総務担当主査

内容番号242号についてご説明致します。参考資料は10ページをご覧願います。本件も期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇内、面積は〇〇㎡、賃貸料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和元年12月23日から令和4年12月31日までの3年間、利用調整日は令和元年12月9日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項 の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお 願い致します。

3 番

内容番号242号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で、双方の意向を確認したところ、現在と同じ条件で更新するものです。その際、将来は売買する方向で進めていきたいとの意向も聞いております。

○○さんは家族3人で畑作三品、人参を作付けされ意欲的に営農されていますのでよろしくお願いします。

議長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号242号は適当と認めます。

議案第123号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議長

日程第7、議案第124号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と 致します。

内容番号118号。

総務担当主査

内容番号118号についてご説明致します。参考資料は13ページをご覧願います。本件は売買案件でございます。譲渡人は○○の○○さん、譲受人は○○の○○さんでございます。土地の所在地は○○番○○他計○○筆、面積は合計○○㎡で申請理由は売買、権利の種別は所有権でございます。

以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料14ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

9 番

内容番号118号につきましては只今事務局の説明のとおりです。この案件は○○の ○○さんが所有する離れ地を処分するため、○○さんに売買するものです。

○○さんは家族3人で玉ねぎ、小麦を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いします。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを12月13日、根塚委員と確認しておりますのでよろしくお願いします。

議長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号118号は適当と認めます。

内容番号119号から120号は関連がありますので一括上程を致します。なお、内容番号119号につきましては \bigcirc ○委員が当事者となっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき「議事参与の制限」により、 \bigcirc ○委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願い致します。

(○○委員 退席)

総務担当

内容番号119号から120号について一括ご説明致します。本件は使用貸借案件でございます。借受人は〇〇の〇〇さんでございます。申請理由は使用貸借、貸借期間は許可日から10年間、権利の種別は使用貸借でございます。

内容番号119号についてご説明致します。参考資料は15ページをご覧願います。貸付人は \bigcirc の \bigcirc ○さん、土地の所在地は \bigcirc ○番 \bigcirc ○他計 \bigcirc ○筆、面積は合計 \bigcirc ○㎡で土地明細につきましては議案12ページをご覧願います。続きまして内容番号120号についてご説明致します。参考資料は17ページをご覧願います。貸付人は \bigcirc ○さん、土地の所在地は \bigcirc ○番 \bigcirc ○他計 \bigcirc ○筆、面積は合計 \bigcirc ○㎡で土地明細につきましては議案12ページをご覧願います。

以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料16ページ及び18ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

1 番

内容番号119号と120号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は0つさんが経営移譲するため、00さんと00さんが所有する農地を息子さんの00さんに使用貸借するものです。

○○さんは家族 3人で畑作三品と人参を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いします。なお、農地法第 3条の許可要件であります法第 3条第 2 項各号要件に該当しないことを 1 2 月 1 3 日、東委員と確認しておりますのでよろしくお願いします。

議長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号119号から120号は適当と認めます。

(○○委員 入席)

議長

議案第124号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と 認めることに決定を致します。

議長

日程第8、議案第125号「現況証明願について」を議題と致します。 内容番号44号。

総務担当主査

内容番号44号についてご説明致します。参考資料は20ページをご覧願います。願出人及び所有者は○○の○○さんでございます。土地の所在地は○○番○○、面積は○○㎡、願出理由は土地地目変更登記のためで、土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。

8 番

内容番号44号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この土地は〇さんの離農跡地で現在は参考資料20ページのとおり、かなり前に建てられた車庫があり長年耕作されておらず、農地・採草放牧地以外であることを12月10日、日並洋委員、中村委員と私で確認しておりますのでよろしくお願い致します。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号44号は適当と認めます。 内容番号45号。

総務担当

内容番号45号についてご説明致します。参考資料は21ページをご覧願います。願出人及び所有者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、 願出理由は土地地目変更登記のためで、土地の利用状況につきましては確認委員さんより お願い致します。

10番

内容番号45号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この土地は○○さんの離農跡地でこの土地とその周辺には高さ7~8mの樹木が一面に生い茂っていることから相当以前から耕作はされておらず、農地・採草放牧地以外であることを12月6日、西委員、白石委員と私で確認しておりますのでよろしくお願いします。

議長

異議ありませんか。

(「なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号45号は適当と認めます。

議案第125号「現況証明願について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議長

日程第9、議案第126号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協議要請について」を議題と致します。

内容番号19号。

総務担当

内容番号19号についてご説明致します。参考資料は23ページをご覧願います。申出者は〇〇の〇〇さん。申請地は〇〇番〇〇他計〇〇筆で面積は合計〇〇㎡、土地明細につきましては議案15ページをご覧願います。利用調整の経過につきましては申出日が令和元年12月9日、利用調整を行った時期が令和元年12月9日から令和元年12月16日、利用調整にあたった者は美幌町農業委員会、美幌町、公益財団法人北海道農業公社北見支所でございます。事務局からの説明は以上でございます。

議長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号19号は適当と認めます。

議案第126号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入 協議要請について」は適当と認めることに決定を致します。

議長

以上で全議案の審議を終了しました。

これをもちまして、第33回美幌町農業委員会総会を閉会致します。

(ブザー)

議長

ご苦労様でした。